

学校における

新型コロナウイルス感染症対応
ガイドライン

令和2年（2020年）4月

宇部市立上宇部小学校

学校における新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン

I 学校における当面の感染防止に向けた対応方針

1 基本的な感染防止対策の徹底

- (1) 健康観察
- (2) 手洗い・咳エチケット
- (3) 教室環境・換気
- (4) 校舎の消毒等

2 教育活動実施上の留意点

- (1) 学習指導上の留意点
- (2) 学校行事等における留意点
- (3) 学校給食における留意点

II 教職員の感染防止に向けた対応方針

1 職員室・事務室・準備室等における対策

- (1) 職場での感染防止行動
- (2) 新型コロナウイルス感染症に対する正しい情報の収集等
- (3) 妊娠中の女性教職員への配慮

2 教職員の移動の際の感染防止対策

- (1) 通勤について
- (2) 出張について
- (3) 私的な移動について

3 教職員の勤務・服務

- (1) 教職員に風邪症状が見られる場合の対応について
- (2) 教職員がPCR検査を受けることとなった場合の対応について
- (3) 新型コロナウイルス感染症に係る服務の取扱い

III 感染者が発生した場合の対応計画

1 校内体制の整備

2 校内で感染者が発生した場合の対応

- (1) 対策本部や各班における対応
- (2) 初動対応の詳細
- (3) 校内で感染がまん延した場合の対応

3 連絡体制の整備と確認

- (1) 関係機関への連絡
- (2) 教職員との連絡
- (3) 保護者、児童生徒等との連絡
- (4) 連携体制の引継ぎ

別紙 1 新型コロナウイルス感染に係る情報整理 (月 日 時 分)

別紙 2 感染者 () との接触者リスト (月 日 時点)

別紙 3 緊急連絡先一覧

参考 学校再開に向けたチェックリスト

○ 参考資料

資料 1 新型コロナウイルスに負けない！

～みんなで心がけよう 感染予防の7か条～ (山口県)

資料 2 健康観察カード

資料 3 新型コロナウイルスに関する相談について (山口県)

資料 4 基本は手洗い (山口県)

資料 5 新型コロナウイルス対策 (厚生労働省、経済産業省)

参考 0.05%以上の次亜塩素酸ナトリウム液の作り方

資料 6 給食指導 (「食に関する指導の手引」山口県教育委員会)

資料 7 衛生点検表

資料 8 新型コロナウイルス感染症拡大防止において出勤することが著しく困難であると認められる場合の休暇の取扱いについて (山口県教育委員会)

資料 9 教職員が在宅勤務を行う場合の取扱いについて (山口県教育委員会)

資料 10 健康観察に対する協力依頼について【健康日記アプリのインストール】
(株式会社ヘルステック研究所の資料を参考に作成)

ガイドラインの活用にあたって

- このガイドラインは、学校再開にあたって、今後、新型コロナウイルス感染症のまん延が全国的に見て収束するまでの当面の間、学校が取り組む対応について示したものである。
- 文部科学省ウェブページ「新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について」に掲載される最新の情報を常に確認し、参考にす

I 学校における当面の感染防止に向けた対応方針

1 基本的な感染防止対策の徹底 資料 1

学校再開に向けた感染防止対策や学校保健管理体制の整備に当たっては、校種や学校規模、児童等の現状を踏まえるとともに、必要に応じて学校医や学校薬剤師等に専門的な知見に基づく助言を求め、その充実を図ることが重要である。

また、家庭と連携を図り、児童等の免疫力を高めるため、十分な睡眠、バランスの取れた食事、適度な運動を心掛けることや、不要不急の外出を控えることなどに対して、協力を得ることが大切である。

(1) 健康観察

- ・ 児童等の健康観察については、家庭での毎朝の検温に基づいて、風邪症状がないかなど、健康状況を確認する。発熱等の症状が見られるときは、無理をせずに自宅で休養するよう家庭と連携して指導する。
- ・ なお、健康観察は、登校及び始業時に行う。その際、発達の段階に応じて「健康観察カード」を活用するなどにより、児童等一人ひとりの健康状況を継続的に把握する。資料 2
- ・ 家庭で検温を行っていない児童等については、登校時、教室に入る前に、保健室等において検温及び風邪症状等の確認を行うなど、適切に指導する。

【家庭との連携】

- ・ ①風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている（解熱剤を飲み続けなければならない場合を含む。）場合、②強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合、特に、基礎疾患等のある児童等は、①②の状態が2日程度続く場合は、医療機関（かかりつけ医、最寄りの保健所等）に電話連絡し、指示に従うよう促す。資料 3
- ・ 児童等・教職員及びその家族に、新型コロナウイルス感染症等が疑われる症状が出た場合、県又は下関市が設置した窓口相談するとともに、相談した結果を、早急に学校に連絡するよう周知しておく。
- ・ PCR検査の結果も含め、常に児童等の健康に関する情報が学校に入るように、家庭に周知、協力を依頼しておく。

（２）手洗い・咳エチケット

- ・ 外から教室等に入る前、トイレの後、給食（昼食）の前後に加え、共用の用具や物品の使用後などには、児童等に対し流水と石けんで手を洗うよう指導を徹底する。**資料 4**
- ・ 咳エチケット（①マスクの着用、②ハンカチ等で口・鼻を覆う、③袖口で口・鼻を覆う）を徹底する。
- ・ 集団感染のリスクを避けるため、特に屋内で、近距離での会話や発声が必要な場面では、可能な限りマスクを着用するよう指導する。

【家庭との連携】

- ・ 手作りマスクの作成を家庭に依頼をしたり、発達の段階に応じて作成方法を児童に指導したりして、手作りマスクの普及とマスク着用に努める。
- ・ 文部科学省「子供の学び応援コンテンツリンク集」にある「手作りマスクの作成方法」参照。
https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/mext_00460.html

（３）教室環境・換気

- ・ 感染防止の「３つの密」（換気の悪い密閉空間、多くの人が密集、密接な近距離での会話や発声）が重なる場をつくらない。
- ・ 教室等において、可能であれば、座席間を１メートル以上離して配置する。
- ・ 机は向かい合わせにせず、黒板方向に向きをそろえるなどの配慮をする。
- ・ 教室等は、１時間に１回（５～１０分）程度換気する。その際、２方向のそれぞれ１つ以上の窓を広く同時に開けて風通しをよくする。
- ・ 換気の程度は、天候や教室の位置によって異なるため、必要に応じて学校薬剤師と相談する。
- ・ 窓のない部屋は、入り口を開けておいたり、換気扇を用いたりして、十分な換気に努めるとともに、使用時には人の密度が高くないよう配慮する。
- ・ 空調や衣服による温度調節を含め、温度、湿度の管理に努める。

（４）校舎の消毒等

- ・ 児童等が特に多く手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は、１日１回以上消毒液（次亜塩素酸ナトリウム希釈液や消毒用エタノール等）を利用して清掃を行う。

【次亜塩素酸ナトリウム希釈液の使用及び保管の際の注意事項】 資料5

- ・ 使用する漂白剤の注意事項をよく読み、使用する際は十分換気をする。
- ・ 使用の際は必ずゴム手袋等を装着し、手指消毒等には絶対に使用しない。
- ・ 次亜塩素酸ナトリウム希釈液を使用した消毒の後は、水拭きを行う。
- ・ 商品により塩素濃度が異なるので、表示などを確認する。
- ・ ペットボトルで保管するときは、誤飲しないよう、容器に目立つように薬品名や濃度を記入する。
- ・ 保存の際は、直射日光の当たらない場所で保管する。

2 教育活動実施上の留意点

(1) 学習指導上の留意点

【教科共通の留意点】

- ・ 各教科の指導に当たっては、基本的な感染防止対策を講じた上で、実施する。
- ・ 感染防止の「3つの密」（換気の悪い密閉空間、多くの人が密集、密接な近距離での会話や発声）が重なる場を徹底的に避ける。
- ・ ペア学習、グループ学習など児童同士で活動する場合、短時間で実施し、グループの人数や座る位置を工夫したり、通常よりも互いに声量を抑えたりする。その際は、マスクを着用することが望ましい。
- ・ 特別教室の使用や少人数指導を行うなど、教室において、児童同士及び児童と教員の間に十分な距離をとる。
- ・ 共用の教材、教具、機器などを適切に消毒するとともに、使用する前後で手洗い・除菌行為を徹底する。
- ・ 感染の可能性が高いと考えられる活動については、年間指導計画の中で指導の順序を変更する。

【特に配慮を要する教科についての留意点】

◆ 音楽科

- ・ 狭い空間や密閉状態での歌唱指導や身体接触を伴う活動を行う際は、可能な限り一人ひとりの間隔を空け、人がいる方向に口が向かないようにする。
など

◆ 家庭科

- ・ 調理などの実習について、衛生管理をより一層徹底する。 など

◆ 体育・保健体育科

- ・ 個人や少人数で密集せず距離を取って行うなどの工夫をする。
- ・ 可能な限り授業を屋外で実施したり、児童が集合・整列したりする場面を避けるなどの工夫をする。
- ・ なお、運動不足となっている児童もいると考えられるため、授業開始時には準備運動を十分に行うよう留意する。 など

(2) 学校行事等における留意点

- ・ それぞれの行事の意義や必要性を確認しつつ、年間を見通して実施する学校行事を検討する。
- ・ 実施に当たっては、実施内容や方法（例えば半日での開催など）を検討するとともに、必要に応じて行事の中止や延期も検討する。
- ・ 学校開放を伴う行事の実施に当たっては、参加人数を最小限とし、参加者に対しても、手洗いや咳エチケット等の基本的な感染防止対策を徹底する。また、可能であれば、アルコール消毒液等の準備をする。

【各学校行事における工夫の例】

◆ 儀式的行事（入学式、卒業式、始業式、終業式、1/2 成人式など）

- ・ 式典の内容を精選し、式典全体の時間を短縮する。
- ・ 式辞や祝辞などのメッセージについて、校内放送（音声や映像など）を活用したり、文書配布したりする。 など

◆ 文化的行事（学習発表会、音楽会、クラブ発表会など）

- ・ 小グループやパートごとの練習を基本とし、全員で集まって練習する機会はリハーサルのみとする。
- ・ 学年ごとの発表を映像や音声にとり、校内放送で流す。 など

◆ 健康安全・体育的行事（健康診断、避難訓練、運動会など）

- ・ 健康診断について、例えば、保健室への入退室等について小グループごとにするなど、待ち時間が多くならないよう十分配慮する。
- ・ 避難訓練や引き渡し訓練、防犯訓練などについて、各教室で事前指導を十分に行い、時間をかけずに実施できるようにする。

- ・ 運動会等について、開閉会式での児童の整列、児童による応援、保護者等の参観、児童や保護者が昼食をとる場所等についても、手洗いや咳エチケット等の感染症対策を徹底する。 など
- ◆ 遠足・集団宿泊的行事、旅行・集団宿泊的行事
 - ・ バス等による移動に際して、車内の換気に十分留意し、マスクを着用し、間隔を空けて座れるようにする。 など
- ◆ 勤労生産・奉仕的行事（校内美化活動や地域清掃活動など）
 - ・ 大掃除について、日頃の清掃指導を徹底し、回数等を精選する。
 - ・ 校外活動について、一斉ではなく、グループに分かれて時期や場所をずらして実施する。 など

（３）学校給食における留意点

- ・ 各学校で作成している、給食指導にかかわる計画等に基づき、衛生管理等について全教職員が確認の上で、適切に指導する。特に、配食の前に、配膳台や机上等を清潔に保つ。**資料 6**
- ・ 配食は、給食当番など特定の者に限定し、清潔なエプロン、マスク、帽子を着用させる。また、学級担任等は、給食当番等の配食を行う児童等及び教職員の健康管理について、配食前にチェックし、「衛生点検表」（**資料 7**）に記録する。発熱、下痢等の症状のある場合は、給食当番を代えるなどの対応をとる。
- ・ 給食当番はもとより、児童等全員が食事の前に、流水と石けんにより手洗いを徹底する。可能であれば、手指の消毒を行う。
- ・ 食事にあたっては、「机を向かい合わせにしない」、「会話を控える」など、飛沫を飛ばさないように指導する。
- ・ 食事中は、机上にハンカチ等を置いて、いつでも使用できるようにするなど、咳エチケットを徹底する。
- ・ 学校給食従事者（受配校の配膳員、配送者職員を含む）は、日常行っている個人別の健康状態の確認について、「検温、咳等」を加えて特に注意し、確認、記録する。
- ・ 調理に関しては、学校給食衛生管理基準に基づいて行う。検収を行う際にも「３つの密」を避けたり、業者から物品の直接の手渡しを控えたりするなどの工夫をする。
- ・ 医療的配慮等が必要な児童等への給食等の提供については、必要に応じて、個々に作成したマニュアルや手順書等に従い、特に衛生面に留意する。

Ⅱ 教職員の感染防止に向けた対応方針

感染拡大を防止するため、教職員それぞれが、職場内外での感染防止行動の徹底について正しい知識を持って、職場や職務の実態に即した対策に取り組む。

1 職員室・事務室・準備室等における対策

(1) 職場での感染防止行動

感染拡大を防止するため、職場の実態に即して、以下の措置を講じる。

ア 換気の徹底等

- ・ こまめな換気を徹底する。空気の流れを作るため、複数の窓がある場合、2方向の壁の窓を開放する。窓が1つしかない場合は、ドアを開ける。

イ 接触感染の防止

- ・ 石けんによるこまめな手洗いを徹底する。
- ・ 手指消毒用アルコールが入手可能な場合には、職場に備え付けて使用する。
- ・ 外来者等に対し、感染防止措置への協力を要請する。

ウ 飛沫感染の防止

- ・ 咳エチケットを徹底する。
- ・ 風通しの悪い空間や人が至近距離で会話する環境は感染リスクが高いことから、その規模の大小にかかわらず、換気等の励行により、風通しをよくする等の工夫をする。
- ・ 職場では、人と人との間に十分な距離（1メートル以上）を確保する。また、会話や発声時には、特に間隔を空ける（2メートル以上）。
- ・ 人が集まる形での会議等については、開催の必要性を慎重に検討する。やむを得ず開催する場合は、「3つの密」（換気の悪い密閉空間、多くの人が密集、密接な近距離での会話や発声）が重ならない場となることを徹底する。
- ・ 外来者等との対面での接触や、これが避けられない場合は、距離（2メートル以上）を取る。また、業務の性質上、対人距離等の確保が困難な場合は、マスクを着用する。
- ・ その他、「3つの密」とならないよう、施設の利用方法について検討する。

エ 一般的な健康確保措置の徹底等

- ・ 疲労の蓄積が易感染性につながることから、適切な業務時間管理にも留意する。
- ・ 一人ひとりが十分な栄養摂取と睡眠確保を心掛けるなど健康管理を行う。
- ・ 職場において、毎日、始業時に教職員の健康観察を実施し、状態を把握する。その際には、家庭での検温の状況や風邪症状等を必ず確認する。

（２）新型コロナウイルス感染症に対する正しい情報の収集等

校長は、関係省庁、地方自治体等のホームページ等を通じて最新の情報を収集し、必要に応じ感染拡大を防止するための知識・知見等を教職員に周知する。

（３）妊娠中の女性教職員への配慮

校長は、妊娠中の女性教職員に対して、厚生労働省がとりまとめた妊婦の方々などに向けた新型コロナウイルス感染症対策のホームページを参考にして配慮する。

厚生労働省 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10653.html

２ 教職員の移動の際の感染防止対策

当面の間、以下のとおりの対応とする。

（１）通勤について ※通知①

- ・ 可能な場合には公共交通機関を利用しない方法を検討する。
- ・ 電車等を利用する場合には、不必要な会話等を抑制するとともに、車内換気に協力する。
- ・ 出勤・帰宅時の手洗いを徹底し、可能であれば、手指の消毒を行う。
- ・ 感染者が急増している地域からの通勤者については、在宅勤務を検討する。

（２）出張について

ア 県外へ出張 ※通知②

- ・ 県外へ出張については、原則として延期又は中止とする。やむを得ず命じる必要がある場合は、校長は事前に市町教育委員会と協議する。
- ・ 県外に出張した教職員については、帰県後、２週間は原則として在宅勤務とし、日々の検温等、健康管理を徹底する。

イ 県内出張 ※通知①

- ・ 電話、電子メール等の活用により、人が集まる形での会議等を可能な限り回避する。
- ・ 出張する場合は、「３つの密」の回避や移動手段の検討、マスクの着用などの感染防止対策を十分に徹底する。
- ・ 可能な場合には公共交通機関を利用しない方法を検討する。
- ・ 電車等を利用する場合には、不必要な会話等を抑制するとともに、車内換気に協力する。

※在宅勤務は、対象者に限る。対象とならない職員は、その服務に従う。以下、「私的な移動」も同じ。

(3) 私的な移動について

ア 県外への移動 ※通知②

- ・ 私的な県外への移動・外出については、各教職員が、その必要性・緊急性等を踏まえて、自ら慎重に判断することが必要であるが、現下の状況に鑑み、県外への不要不急な外出は行わない。県外に行かざるを得ないと考える場合にも、教職員は、校長に事前に申し出ることとし、校長は事情等を確認し、自粛も含め適切な指導を行う。
- ・ 帰県後、2週間は原則として在宅勤務とし、日々の検温等、健康管理を徹底する。対象者がある場合は、校長は市町教育委員会に報告する。

イ 県内の移動 ※通知②

- ・ 県内の外出についても、必要最小限度に留めるように努める。

ウ 移動の際の感染防止対策 ※通知②

- ・ 県内外を問わず、「3つの密」の回避や移動手段の検討、手洗いの徹底、マスクの着用などの感染防止対策を十分に徹底する。

3 教職員の勤務・サービス

当面の間、以下のとおりの対応とする。

(1) 教職員に風邪症状が見られる場合の対応について

- ・ 校長は、教職員が安心して休暇取得や在宅勤務ができる体制を整えておく。
- ・ 風邪症状が見られる教職員は、出勤を控えるとともに、その間の外出を自粛する。
- ・ 風邪症状が見られる教職員が、医療機関を受診するなど、やむを得ず外出する場合でも、公共交通機関の利用は控える。
- ・ 「新型コロナウイルス感染症についての相談の目安」に該当する場合には、帰国者・接触者相談センターに電話で相談し、同センターから帰国者・接触者外来の受診を指示された場合には、その指示に従う。教職員はその結果を校長に報告する。資料3

(2) 教職員がPCR検査を受けることとなった場合の対応について

- ・ 教職員がPCR検査を受けることとなった場合には、直ちに校長に報告する。
- ・ 校長は、教職員がPCR検査を受けることとなった時点で、教職員の時系列での行動記録の整理を行う。

注：通知①「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた対応について」

(令和2年4月9日付け令2教職第44号 写し)

通知②「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた対応の徹底について」

(令和2年4月15日付け令2教職第59号 写し)

(3) 新型コロナウイルス感染症に係る服務の取扱い

ア 取得できる休暇

態 様	取得できる休暇	備考
職員に新型コロナウイルスへの感染(疑似症も含む)が確認された場合	病気休暇	
職員が検疫法に基づく「停留措置」を受けた場合	特別休暇 (出勤困難)	資料 8 参照
職員又はその親族に発熱等の風邪症状が見られることから、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合		
感染症法に基づき、職員又はその親族が新型コロナウイルス感染症にかかっていると疑うに足る正当な理由のある者として、当該者の居宅又はこれに相当する場所から外出しないことその他の当該感染症の感染の防止に必要な協力を求められた場合で、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合		
学校等の臨時休業による子等の世話のために出勤できない場合等		

資料 8 「新型コロナウイルス感染症拡大防止において出勤することが著しく困難であると認められる場合の休暇の取扱いについて」

(令和 2 年 4 月 3 日付け令 2 教職第 2 4 号 写し)

イ 在宅勤務の対象

公私を問わず県外に外出した教職員については、外出日の翌日から起算して 2 週間
同居の親族等に県外からの帰省者がいる教職員については、帰省日の翌日から起算して 2 週間
出勤しないことがやむを得ないと校長が認めた教職員 例：重症化リスクが高い（基礎疾患がある、妊娠中等）、感染疑いの者と同じ空間に一定時間以上いた、特定警戒都道府県から通勤している、出勤しないことについて医師又は保健所等の公的機関からの指導・助言があった等
臨時休業が行われている学校で校長が指定した教職員

資料 9 「教職員が在宅勤務を行う場合の取扱いについて」

(令和 2 年 4 月 1 7 日付け宇教学第 1 4 0 号) 参照

Ⅲ 感染者が発生した場合の対応計画

各学校は、以下の１～３に示す対応例等を参考にしながら、学校の実情に応じて校内体制を整備し、感染者発生時の対応計画を作成する。

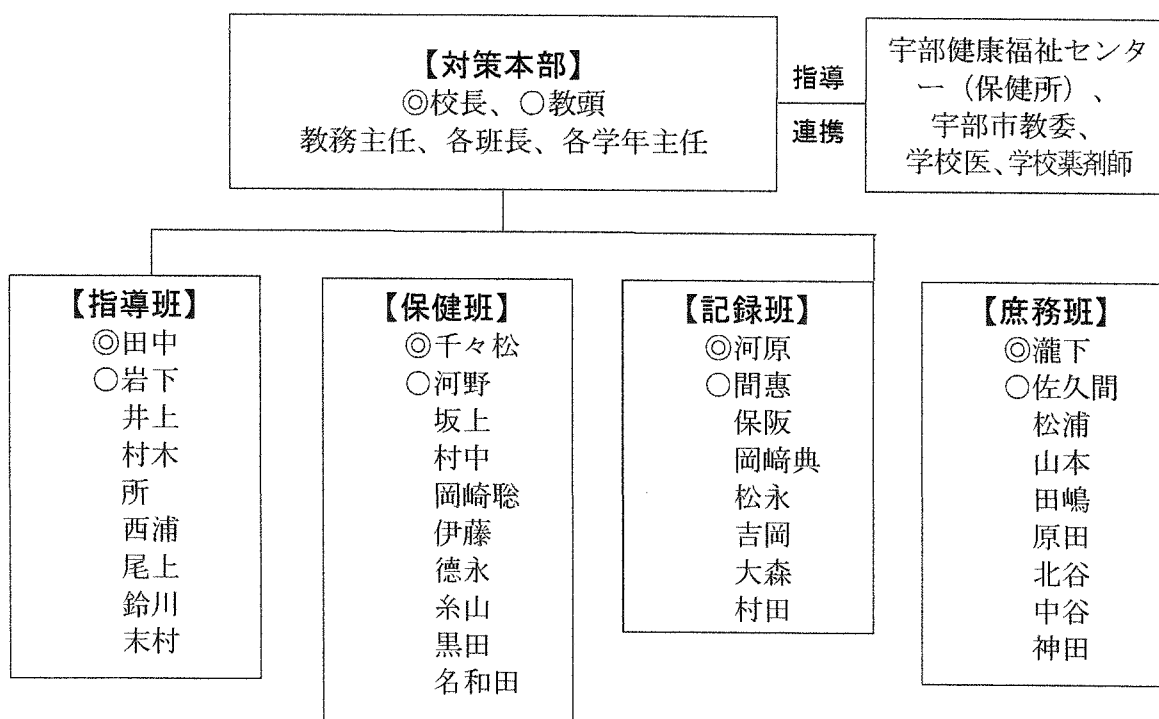
１ 校内体制の整備

- ・ 教職員又は児童に感染者が発生する場合を想定し、当面の間、対策本部を始め、指導班、保健班、記録班、庶務班を設置する。対策本部やそれぞれの班が担う主な役割は、次の表のとおりとする。

対応チーム	主な役割
対策本部	対応の総括・指示、保健所との連絡・調整、情報発信、記録
指導班	児童の指導対応、教育相談（心のケア、ＳＣ）
保健班	児童の健康状況管理、校医との連携
記録班	全対応の記録、学習課題の集約、学習指導方法等の検討
庶務班	総務

- ・ 組織図は次の図のとおりとする（◎リーダー、○副）。対策本部は、保健所の指導の下、宇部市教育委員会や学校医、医療機関等と連携し対応を決定する。

なお、教職員が感染者又は濃厚接触者となる場合も考えられるため、当初の予定からのメンバー変更や、少ない人数による業務運営などを想定しておく必要がある。



(2) 初動対応の詳細

☐ 教職員又は児童の感染情報を把握

【教職員の場合】

- ・ 校長が、当該教職員又は家族等からの第1報を受け、感染情報を把握する。

【児童の場合】

- ・ 担任等教職員が、当該児童の保護者等からの第1報を受ける。
- ・ 連絡を受けた教職員が速やかに校長に報告し、校長が感染情報を把握する。

※ 第1報を受けた際、**別紙1**を用いるなどにより、可能な範囲で情報を収集・整理する。

☐ 市町教委への速報

- ・ 校長が、電話により宇部市教委(0836-34-8611)に速報を入れる。
- ・ 休日や夜間の場合は、校長が、学校教育課長又は課長同格に電話する。

☐ 対策本部招集、全教職員への連絡

- ・ 校長が、対策本部を招集する。各班長を通じて全教職員が感染情報を共有する。

☐ 保健所との対応窓口の決定

- ・ 対策本部において、保健所との窓口を教頭に決定する。

☐ 保健所の指導の下、対応を検討

- ・ 教頭が保健所からの連絡を受け、対策本部で連絡内容を共有する。
- ・ 対策本部は市町教委等と連携して、対応を検討する。

☐ 感染者に係る詳細な情報収集 → ☐ 感染者との接触者のリスト作成

【教職員の場合】

- ・ 教頭及び記録班が、可能な範囲で当該教職員の時系列での行動記録を整理する。

〔 校務分掌（教科、クラス、分掌等）、通勤手段、直近2週間の学校のスケジュール、勤務状況、校外活動状況 等 〕

- ・ 教頭及び記録班が、可能な範囲で当該教職員との接触者のリストを作成する。

別紙2

【児童の場合】

- ・ 記録班が、児童のプライバシーに配慮し、学校が把握している範囲で当該児童の時系列での行動記録を整理する。

〔 クラス、通学手段、直近2週間の学校のスケジュール、出席状況 等 〕

- ・ 記録班が、可能な範囲で当該児童との接触者のリスト**別紙2**を作成する。

- 感染者との接触者のリストを宇部市教委学校教育課と保健所に提供
 - ・ 教頭が、感染者との接触者の行動記録やリストを宇部市教委学校教育課と保健所に提供する。
- 教職員の勤務体制の整備
 - ・ 校長が中心となって対策本部において、濃厚接触者等を把握した上で、各チームの編成について調整する。
- P T A会長、学校運営協議会会長等への連絡
 - ・ 校長が、P T A会長、学校運営協議会会長等に電話で、感染者発生情報を伝える。個人情報に留意する。
- 学校医への連絡
 - ・ 保健主任が、学校医に電話で、感染者発生情報を伝える。
- 保護者宛て連絡内容の検討 → 緊急メール等により保護者への連絡
 - ・ 教頭が、保護者宛て連絡内容を整理し、緊急メール等を活用して、児童の自宅待機等について連絡する。
- 臨時休業中の学習課題の整理
 - ・ 記録班、各学年担当が、各教科の学習課題等を取りまとめる。
- 臨時休業に係る事前指導
 - ・ 臨時休業に入る前に、各学年主任等が、臨時休業中の学習課題や健康観察について、児童に連絡する。
- 感染者及びその家庭への支援
 - ・ 校長を始め、対策本部（教職員の場合）又は保健班（児童の場合）が、状況に応じて、感染者の家庭と連絡を取り支援に努める。
- 報道対応
 - ・ 窓口を校長に一本化する。
 - ・ 校長は、報道対応に向けて、市町教委と連携を図りながら情報を収集・整理する。
- 学校給食の調整
 - ・ 保健班、学校給食担当者等が、臨時休業の状況を踏まえて、学校給食のキャンセル等について調整する。

（３）校内で感染がまん延した場合の対応

- ・ 当該学校での対応が困難な場合は、校長の要請に基づき、宇部市教育委員会が学校と連携して必要な対応を行う。

３ 連絡体制の整備と確認

（１）関係機関への連絡

- ・ 最寄りの保健所、宇部市教育委員会、学校医、学校運営協議会、ＰＴＡ、地域協育ネットの関係各学校・園、スクールカウンセラーなど、緊急連絡先一覧（別紙３）を作成し、教職員間で共有する。

（２）教職員との連絡

- ・ 緊急時の連絡網やメール配信など、休日や夜間等の連絡方法を明確にし、改めて教職員間で共有する。
- ・ 校長は、教職員が感染者となった場合の緊急連絡先（本人以外）を可能な範囲で把握しておく。

（３）保護者、児童等との連絡

- ・ 保護者への連絡体制（メール配信、電話による連絡など）を確認する。また、学校ウェブページを活用した情報提供方法を検討する。

（４）連携体制の引継ぎ

- ・ 校内で感染がまん延した場合に備えて、上記の連絡体制を宇部市教育委員会に引き継げるように準備しておく。

別紙 1

No. ()

新型コロナウイルス感染に係る情報整理 (月 日 時 分)

項 目	内 容
氏 名 (年齢)	(児童の場合： 年 組 番) () 電話番号：
感染発覚の経緯	
家族構成	
最近の行動記録	■学校内の状況 ○出勤・出席状況、主な活動等 ■学校外の状況
その他	

別紙2

感染者（ ）との接触者リスト（ 月 日時点）

月日	接触者グループ等 クラス等を記入	内容 活動内容等を具体的に記入	備考

別紙 3

緊急連絡先一覧

関係機関等	担当者等	電話番号
宇部健康福祉センター		0 8 3 6 - 3 1 - 3 2 0 3
宇部市健康増進課	宇部市保健センター	0 8 3 6 - 3 1 - 1 7 7 7
	楠保健センター	0 8 3 6 - 6 7 - 1 2 7 3
宇部市教育委員会	学校教育課	0 8 3 6 - 3 4 - 8 6 1 1
(学校医)	よしもと小児科	0 8 3 6 - 2 2 - 0 5 5 5
(学校薬剤師)	はら薬局	0 8 3 6 - 2 2 - 7 5 8 7
(PTA会長)	大井 正三	0 8 3 6 - 3 5 - 7 1 5 3
(学校運営協議会会長)	中川 宏夫	0 8 3 6 - 2 1 - 7 7 6 8
(SC)	小川 昭	0 9 0 - 4 6 9 4 - 0 3 9 7
(近隣小学校)	琴芝小学校	0 8 3 6 - 2 1 - 9 1 4 5
(近隣中学校)	上宇部中学校	0 8 3 6 - 3 1 - 1 3 6 9
(近隣幼稚園、保育所)	琴崎保育園	0 8 3 6 - 2 1 - 7 7 7 5
(児童クラブ)	上宇部学童保育クラブ	0 8 3 6 - 2 1 - 1 1 3 2

参考

学校再開に向けたチェックリスト

- ☐ 児童等及び教職員の毎朝の検温、風邪症状の有無等の健康観察を行う準備ができていますか？
- ☐ 手洗いや咳エチケットの指導を行いましたか？
- ☐ 学校医、学校薬剤師等と連携した保健管理体制を整え、清掃などにより環境衛生を良好に保っていますか？
- ☐ 抵抗力を高めることが重要であることの指導を行いましたか？
- ☐ 「3つの密」（換気の悪い密閉空間，多くの人が密集，密接な近距離での会話や発声）が同時に重なる場を避けるため、(1)換気の徹底、(2)近距離での会話や発声等の際にマスクの使用等を行うことを教職員間で確認しましたか？
- ☐ 関係機関、教職員、保護者・児童等の連絡体制を確認しましたか？
- ☐ 学習活動の実施に当たり、実施上の留意点等について教職員間で確認しましたか？
- ☐ 学校行事の実施に当たり、実施内容や方法等を工夫しましたか？
- ☐ 学校給食の実施に当たり、感染防止のための工夫を行いましたか？
- ☐ 教職員の移動や勤務・服务等について、教職員間で共通理解を図りましたか？
- ☐ 感染者発生時の対応計画を作成し、教職員間で共通理解を図りましたか？

参 考 資 料

しんがた 新型コロナウイルスに^ま負けない！



～ みんなで心^{こころ}がけよう 感染^{かんせん}予防^{よぼう}の7か^{しゅう}条 ～

み ん

みんなの食べ物^{た もの}はひとりずつに分^わけよう

大きなお皿にたくさんのお菓子などを入れて、みんなで取るのはやめましょう。
自分のものを食べるのは自分だけ。友達と交換したりするのもやめましょう。

な

なが^{なが}みず^{みず}せつ^{せつ} 流れる水と石^{いし}けんで、しっかり^{てあら}手洗い

指先・指と指の間・手首まで丁寧に。水で洗えないときは、アルコール手指消毒も効果があります。外から戻った時、食べる前、咳・くしゃみ・鼻をかんだ後など、こまめに洗いましょう。

で

で^でせき^{せき} 出る咳・くしゃみのしぶきを飛^とばさない

咳やくしゃみが出るときは、マスクを着けましょう。
マスクを着けていないときは、ハンカチやティッシュ等で口と鼻を覆い、ひとからは顔をそむけましょう。



た

たいおんそくてい^{たいおんそくてい} にち^{にち} かい^{かい} きろく^{きろく} 体温測定を1日2回して記録

体温を記録し、その変化に注意しましょう。体調管理上、目安になります。



い

ちが^{ちが} たいちょう^{たいちょう} やす^{やす} いつもと違う体調なら、お休みしましょう

熱がある、咳や鼻水が出るなど、体調が良くない時にはお休みしましょう。

さ

さわ^{さわ} 触るところはこまめに^{しょうどく}消毒

次亜塩素酸ナトリウム（0.1%）や消毒用アルコール（70%）による拭き取りが効果的です。

（ドアノブ・テーブル・スイッチ・トイレ・遊具・本など。）

く

くうき^{くうき} い^い か^か じかん^{じかん} 空気の入替え、1時間ごとに

1～2時間に1回、5～10分を目安に新鮮な空気を入れましょう。

<健康観察カード>



上宇部小学校

- ★ 毎朝、朝食前に体温測定をして、下記の症状がないかチェックしてください。(記入は保護者の方でお願いします)
★ このカードは、毎朝、担任に提出してください。
★ 発熱や体調不良がある場合は登校を控えてください。

[illegible]

新型コロナウイルスに関する相談について

相談窓口(帰国者・接触者相談センター)

今般の新型コロナウイルス感染症の発生について、県民の方の不安を解消するため、電話相談窓口を設置しています。



保 健 所	岩国健康福祉センター	0827-29-1523
	柳井健康福祉センター	0820-22-3631
	周南健康福祉センター	0834-33-6423
	山口健康福祉センター	083-934-2533
	山口健康福祉センター防府支所	0835-22-3740
	宇部健康福祉センター	0836-31-3203
	長門健康福祉センター	0837-22-2811
	萩健康福祉センター	0838-25-2667
	下関市立下関保健所 ※	083-250-7778
	県健康増進課 ※	083-933-3502

【受付時間】 9:00～17:00 (多言語対応可能)

※土日・祝日は、県健康増進課、下関市民の方は、下関市立下関保健所で対応します。

帰国者・接触者の方からの電話相談について(帰国者・接触者相談センター)

新型コロナウイルス感染症が疑われて、症状がある場合は、**受診する前に必ず、上記、最寄りの保健所に電話してください。**

緊急を要する場合は、受付時間外でも、ご相談に応じます。また、必要に応じて、医療機関を紹介いたします。

○ 風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く方
(解熱剤を飲み続けなければならない方も同様)

○ 強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある方

※高齢者・糖尿病、心不全、呼吸器疾患(COPD等)の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方は、この状態が2日程度続く場合にはご相談ください。

※妊婦の方については、念のため、早めにご相談ください。



<相談・受診の前に心がけていただきたいこと>

- ・発熱等の風邪症状が見られるときは、学校や会社を休み外出を控える。
- ・発熱等の風邪症状が見られたら、毎日、体温を測定して記録しておく。

新型コロナウイルス感染症についての最新情報は、厚生労働省HPをご覧ください。



アルコール消毒薬が不足しています

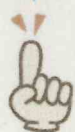
基本は手洗い。

流水と石けんで手洗いをしましょう。

ドアノブや電車のつり革など様々なものに触れることにより、自分の手にもウイルスが付着している可能性があります。

帰宅時、調理の前後、食事の前、
咳やくしゃみ・鼻をかんだ後、トイレの後…

➡ **正しい手洗い 30 秒間！！**



流水と石けんで手指を洗うと「手洗いなし」と比較して、ウイルスの感染力や遺伝子量を 100 分の 1 未満に抑えられることが分かっています。

正しい手の洗い方

手洗いの
前に

・爪は短く切っておきましょう
・時計や指輪は外しておきましょう

『出典：首相官邸 HP より』

1



流水でよく手をぬらした後、石けんをつけ、手のひらをよくこすります。

2



手の甲をのぼすようにこすります。

3



指先・爪の間を念入りにこすります。

4



指の間を洗います。

5



親指と手のひらをねじり洗いします。

6



手首も忘れずに洗います。

石けんで洗い終わったら、十分に水で流し、
清潔なタオルやペーパータオルで
よく拭き取って乾かします。

手洗いが不十分になりやすいところ…



手の甲



手のひら

■ 洗い残しが多いところ
■ やや洗い残しが多いところ

新型コロナウイルス対策 身のまわりを清潔にしましょう。

石けんやハンドソープを使った
丁寧な手洗いを行ってください。



手洗いを丁寧に行うことで、
十分にウイルスを除去できます。
さらにアルコール消毒液を
使用する必要はありません。

手洗い		残存ウイルス
手洗いなし		約 100 万個
石けんや ハンドソープで 10 秒もみ洗い後 流水で 15 秒すすぐ	1 回	約 0.001% (数十個)
	2 回 繰り返す	約 0.0001% (数個)

(森功次他：感染症学雑誌、80:496-500,2006 から作成)

食器・手すり・ドアノブなど身近な物の消毒には、
アルコールよりも、熱水や塩素系漂白剤が有効です。

(新型コロナウイルスだけでなく、ノロウイルスなどにも有効です)



食器や箸などは、80℃の熱水に
10分間さらすと消毒ができます。

火傷に注意してください。



濃度 0.05% に薄めた上で、
拭くと消毒ができます。

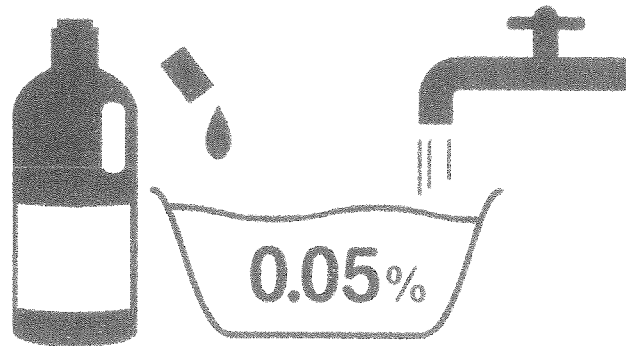
ハイター、ブリーチなど。
裏面に作り方を表示しています。

【注意】

- ・家事用手袋を着用して行ってください。
- ・金属は腐食することがあります。
- ・換気をしてください。
- ・他の薬品と混ぜないでください。

参考

0.05%以上の次亜塩素酸ナトリウム液の作り方



以下は、次亜塩素酸ナトリウムを主成分とする製品の例です。
商品によって濃度が異なりますので、以下を参考に薄めてください。

メーカー (五十音順)	商品名	作り方の例
花王	ハイター	水1Lに本商品 25mL (商品付属のキャップ1杯)
	キッチンハイター	水1Lに本商品 25mL (商品付属のキャップ1杯)
カネヨ石鹸	カネヨブリーチ	水1Lに本商品 10mL (商品付属のキャップ1/2杯)
	カネヨキッチンブリーチ	水1Lに本商品 10mL (商品付属のキャップ1/2杯)
ミツエイ	ブリーチ	水1Lに本商品 10mL (商品付属のキャップ1/2杯)
	キッチンブリーチ	水1Lに本商品 10mL (商品付属のキャップ1/2杯)

【注意】

- 使用にあたっては、商品パッケージやHPの説明をご確認ください。
- 上記のほかにも、次亜塩素酸ナトリウムを成分とする商品は多数あります。
表に無い場合、商品パッケージやHPの説明にしたがってご使用ください。

【給食指導】

衛生的に調理された給食が教室で汚染されないように、児童生徒全員がしっかり手洗いを行うとともに、給食当番等配食を行う児童生徒及び教職員について、毎日、給食準備前に下痢、発熱、腹痛等の有無、その他の健康状態及び衛生的な服装を確認することが必要です。

★健康状態の把握★「学校給食衛生管理基準より」

学級担任等は給食を介した感染症や食中毒予防のために、給食当番の児童生徒について、下記の事項を調べて、記録してください。

年 組 衛生点検表

点検項目	/ ()	/ ()	/ ()	/ ()	/ ()
①下痢をしている者はいないか。					
②発熱・腹痛・嘔吐している者はいないか。					
③手指にけがをしていないか。					
④衛生的な服装をしているか。					
⑤手洗いは完全か（手指は確実に洗浄したか。）。					

※ チェックリスト①、②、③に該当する児童生徒には、給食当番の仕事をさせない。

感染症の対策には、
細心の注意をお願いします。

① 準備

帽子
三角巾

爪

短く！
清潔な白衣
エプロン

髪の毛が給食に入らないように、しっかり入れよう。

マスク
口と鼻に！

手
きれいに洗って！
清潔なハンカチ

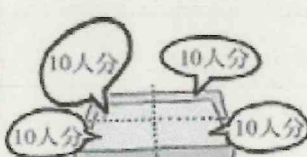
- ①水でぬらす。 ②石けん液をつける。 ③手のひらを洗う。 ④手のこうを洗う。 ⑤指の間を洗う。
- ⑥指先を洗う。 ⑦手首を洗う。 ⑧水で洗い流す。 ⑨清潔なハンカチでふく。

② 配膳



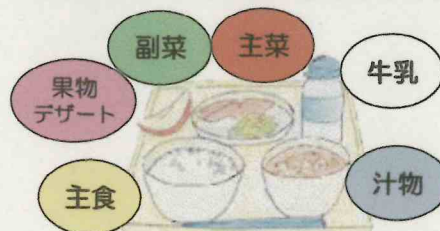
汁ものは底をよくかき混ぜて盛り付ける。

食器や食缶等は直接床に置かないようにしましょう。



ご飯の分け方

40 人分なら四等分した 1/4 から 10 人分とる。



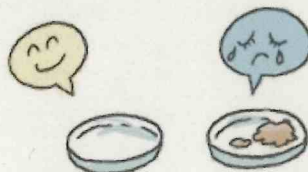
主食・主菜・副菜など正しく並べる。

③ 片付け

きれいな後片付けをして感謝の気持ちを表そう。



食べ残しは、給食のきまりを守って食缶等に戻す。



食器の中に、食べ物の残りが付いていないか確認する。



毎日清潔に使えるようにきれいに拭こう。

こぼした物を拭き取り、配膳台をきれいにする。

衛生点検表

給食当番（教職員を含む）健康状態の把握（学校給食衛生管理の基準よ

学級担任等は、給食を介した感染症や食中毒の予防のために、給食当番の児童生徒等について、次の項目を調べて、記録してください。

令和 年 月 年 組 衛生点検表

点検項目	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
①下痢をしている者はいないか。																		
②発熱、腹痛、嘔吐している者はいないか。																		
③手指にけがをしていないか。																		
④衛生的な服装をしているか。																		
⑤手洗いは完全か。																		

点検項目	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
①下痢をしている者はいないか。																		
②発熱、腹痛、嘔吐している者はいないか。																		
③手指にけがをしていないか。																		
④衛生的な服装をしているか。																		
⑤手洗いは完全か。																		

※ 注意事項：発熱、下痢等の症状のある児童生徒がいたら、給食当番は交代してください。



令 2 教 職 第 2 4 号
令和 2 年 (2020 年) 4 月 3 日

各 県 立 学 校 長 様
下 関 商 業 高 等 学 校 長

山口県教育庁教職員課長

**新型コロナウイルス感染症拡大防止において出勤することが
著しく困難であると認められる場合の休暇の取扱いについて**

このことについて、別添写しのとおり人事委員会から通知（令和 2 年 3 月 31 日付け平 3 1 人 委 第 3 3 3 号）がありました。

ついては、当面、特別休暇（災害時出勤困難）の取扱いを下記のとおりとします。教職員への周知等をお願いします。また、会計年度任用職員についても同様の取扱いとします。

なお、令和 2 年 3 月 3 日付け平 3 1 教 職 第 8 1 1 号及び令和 2 年 3 月 6 日付け平 3 1 教 職 第 8 2 2 号は廃止します。

記

次の 1 から 4 の場合に該当するときは、特別休暇（災害時出勤困難）の対象とする。

- 1 検疫法（昭和 2 6 年法律第 2 0 1 号）第 3 4 条第 1 項の規定に基づく新型コロナウイルス感染症を検疫法第 3 4 条の感染症の種類として指定する等の政令（令和 2 年政令第 2 8 号）第 3 条によって準用される検疫法第 1 6 条第 2 項に規定する停留（これに準ずるものを含む。）の対象となった場合
- 2 新型コロナウイルス感染症対策に関し、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 1 0 年法律第 1 1 4 号。以下「感染症法」という。）第 7 条第 1 項の規定に基づく新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和 2 年政令第 1 1 号）第 3 条によって準用される感染症法第 4 4 条の 3 第 2 項の規定に基づき、職員又はその親族（※ 1）が新型コロナウイルス感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者として、当該者の居宅又はこれに相当する場所から外出しないことその他の当該感染症の感染の防止に必要な協力を求められた場合で、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合
- 3 職員又はその親族（※ 1）に発熱等の風邪症状が見られること等から療養する必要があり、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合
- 4 新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等の臨時休業その他の事情（※ 2）により、子の世話を行う職員が、当該世話を行うため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合

※ 1 「その親族」の範囲については特に制限はないが、所属長が休暇を承認する際は、職員から取得理由を詳細に聴き、承認してよいのか個別具体的に判断すること

※ 2 「その他の事情」とは、保育園や幼稚園の臨時休園などを想定

宇 教 学 第 1 4 0 号
令和 2 年 (2020 年) 4 月 1 7 日

各小中学校長 様

宇部市教育委員会教育長

教職員が在宅勤務を行う場合の取扱いについて (通知)

このことについて、宇部市教育委員会では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、一時的に在宅勤務を行う場合の取扱いに関し、別添のとおりとしました。

つきましては、貴校教職員へ周知していただくとともに、実施に向け積極的なご対応をお願いします。

学校教育課 担当：松岡

Phone 0836-34-8611 Fax.0836-22-607.

E-mail:gakko-do@city.ube.yamaguchi.jp



(宇部市教育委員会における担当課)

宇部市教育委員会 学校教育課

TEL : 0836-34-8611 FAX : 0836-22-6071

宇部市教育委員会 教育支援課 学校安心支援係

TEL : 0836-34-8630 FAX : 0836-22-6071

宇部市教育委員会 学校支援課 特別支援教育推進係

TEL : 0836-34-8625 FAX : 0836-22-6071

宇部市教育委員会 学校給食課

TEL : 0836-54-4646 FAX : 0836-54-4650